

青森県報

号外第二十一号

平成二十七年
三月二十五日
(水曜日)

青森県人事委員会委員長 寺 尾 進

平成二十七年三月二十五日

人事委員会規則七 二〇三

平成二十七年改正条例附則第四項から第六項までの規定による給料

目次

人事委員会

人事委員会規則七 二〇三(平成二十七年改正条例附則第四項から第六項までの規定による給料)……………	(職員課) ……	一
人事委員会規則七 三九(初任給、昇格、昇給等の基準)の一部を改正する規則……………	(同) ……	三
人事委員会規則七 六二(初任給調整手当)の一部を改正する規則……………	(同) ……	六
人事委員会規則七 九五(地域手当)の一部を改正する規則……………	(同) ……	六
人事委員会規則七 一五九(単身赴任手当)の一部を改正する規則……………	(同) ……	七
人事委員会規則七 一六二(管理職員特別勤務手当)の一部を改正する規則……………	(同) ……	八
人事委員会規則七 一九一(平成十八年改正条例附則第九項から第十一項までの規定による給料)の一部を改正する規則……………	(同) ……	八

人事委員会

人事委員会規則七 二〇三(平成二十七年改正条例附則第四項から第六項までの規定による給料)をここに公布する。

(趣旨)

第一条 この規則は、職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(平成二十七年三月青森県条例第十号。以下「平成二十七年改正条例」という。)附則第四項から第六項までの規定による給料に関し必要な事項を定めるものとする。

(平成二十七年改正条例附則第四項の人事委員会規則で定める職員)

第二条 平成二十七年改正条例附則第四項の人事委員会規則で定める職員は、次に掲げる職員とする。

- 一 平成二十七年四月一日(以下「施行日」という。)以降に初任給基準異動(給料表の適用を異にしない人事委員会規則七 三九(初任給、昇格、昇給等の基準)別表第六に定める初任給基準表に異なる初任給の定めがある他の職種に属する職務への異動をいう。次条第一項第一号において同じ。)をした職員
- 二 施行日以降に降格(職員の職務の級を同一の給料表の下位の職務の級に変更することをいう。次条第一項第二号において同じ。)をした職員

三 施行日前に次に掲げる期間(この号及び次条第一項第三号において「休職等期間」という。)がある職員であつて、施行日以降に当該休職等期間を含む期間に係る復職時調整(職員の給与に関する条例(昭和二十六年七月青森県条例第三十七号。以下「給与条例」という。)第二十三条、職員の育児休業等に関する条例(平成四年三月青森県条例第五号。以下「育児休業条例」という。)第八条、公益的法人等への職員の派遣等に関する条例(平成十三年十二月青森県条例第六十九号。以下「公益的法人等派遣条例」という。)第六条、職員の自己啓発等休業に関する条例(平成二十年三月青森県条例第一号)第十条又は職員の配偶者同行休業に関する条例(平成二十六年七月青森県条例第六十八号)第十条の規定による号給の調整をいう。次条第一項第三号において同じ。)をされたもの

イ 地方公務員法第五十五条の二第一項ただし書に規定する許可を受けていた期間により休職にされていた期間

イ 地方公務員法第五十五条の二第一項ただし書に規定する許可を受けていた期間

問

ウ 外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例（昭和六十三年三月青森県条例第四号）第二条第一項の規定により派遣されていた期間

工 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第百十号。以下「育児休業法」という。）第二条第一項の規定により育児休業をしていた期間

才 職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成七年七月青森県条例第十六号。以下「勤務時間条例」という。）第十一条に規定する病気休暇又は介護休暇の承認を受けていた期間

力 教育公務員特例法（昭和二十四年法律第一号）第二十六条第一項に規定する大学院修学休業をしていた期間

キ 公益的法人等派遣条例第二条第一項の規定により派遣されていた期間

ク 地方公務員法第二十六条の五第一項に規定する自己啓発等休業をしていた期間

ケ 地方公務員法第二十六条の六第一項に規定する配偶者同行休業をしていた期間

四 施行日以降に育児短時間勤務等（育児休業法第十条第一項又は第十七条の規定による勤務をいう。次条第一項第四号において同じ。）を開始し、又は終了した職員

五 施行日以降に再任用職員異動（地方公務員法第二十八条の四第一項、第二十八条の五第一項又は第二十八条の六第一項若しくは第二項の規定により採用された職員について行う勤務時間条例第二条の規定により定められた一週間当たりの勤務時間が異なる他の職への異動をいう。次条第一項第五号において同じ。）をした職員

六 施行日以降に人事委員会の承認を得てその号給を決定された職員（平成二十七年改正条例附則第五項の規定による給料の支給）

第三号 施行日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員のうち、施行日以降に次の各号に掲げる場合に該当することとなった職員（当該各号の二以上の号に掲げる場合に該当することとなった職員（次項において「複数事由該当職員」という。）を除く。）であつて、その者の受ける給料月額が当該各号の区分に応じ当該各号に定める額に達しないこととなるものには、その差額に相当する額を、平成二十七年改正条例附則第五項の規定による給料として支給する。

一 給料表の適用を異にする異動又は初任給基準異動をした場合（第六号に掲げる場合を除く。）

施行日の前日に当該異動があつたものとした場合（施行日以降にこれらの異動が二回以上あつた場合にあつては、施行日の前日にそれらの異動が順次あつたものとした場合）に同日において受けることとなる給料月額に相当する額

二 施行日の前日においてその者が属していた職務の級より下位の職務の級に降格をした場合（第六号に掲げる場合を除く。）

施行日の前日において当該降格後の職務の級に降格をしたものとした場合（施行日以降に施行日の前日においてその者が属していた職務の級より下位の職務の級への降格を二回以上した場合にあつては、施行日の前日にそれらの降格を順次したものとした場合）に、同日において受けることとなる給料月額に相当する額

三 施行日前における休職等期間を含む期間に係る復職時調整をされた場合（第六号に掲げる場合を除く。）

施行日の前日に復職時調整をされたものとした場合に同日において受けることとなる給料月額に相当する額

四 育児短時間勤務等を開始し、又は終了した場合

次に掲げる職員の区分に応じ、次に定める額

ア 育児短時間勤務等をしている職員

平成二十七年改正条例第一条の規定による改正前の給与条例（次号において「改正前の給与条例」という。）別表第一から別表第六までの給料表、平成二十七年改正条例第二条の規定による改正前の任期付研究員の採用等に関する条例第五条第一項若しくは第二項の給料表又は平成二十七年改正条例第三条の規定による改正前の任期付職員の採用等に関する条例第四条第一項の給料表に掲げる給料月額のうち、施行日の前日にその者が受けていた号給に応じた額（イにおいて「切替前給料表による給料月額」という。）に、育児休業条例第十七条（育児休業条例第二十二条において準用する場合を含む。）の規定により読み替えられた勤務時間を同項本文に規定する勤務時間と除して得た数（勤務時間条例第八条第一項に規定する船員にあつては、育児休業条例第十七条（育児休業条例第二十二条において準用する場合を含む。）の規定により読み替えられた勤務時間条例第八条第一項ただし書の規定により定められたその者の勤務時間を同項本文に規定する勤務時間と除して得た数）を乗じて得た額（その額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）

イ 育児休業条例第二十二号（育児休業条例第二十二号において準用する場合を含む。）の規定により読み替えられた勤務時間条例第八条第一項ただし書の規定により定められたその者の勤務時間を同項本文に規定する勤務時間と除して得た数（その額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）

イ 育児短時間勤務等を終了した職員（アに掲げる職員を除く。） 切替前給料表による給料月額

五 再任用職員異動をした場合 次に掲げる職員の区分に応じ、次に定める額

ア 当該再任用職員異動後において常時勤務を要する職を占める職員 改正前の給与条別表第一から別表第六までの給料表の再任用職員の欄に掲げる給料月額のうち、施行日の前日にその者が属していた職務の級に応じた額（イにおいて「切替前の再任用給料月額」という。）

イ 当該再任用職員異動後において地方公務員法第二十八条の五第一項又は第二十八條の六第二項に規定する短時間勤務の職を占める職員 切替前の再任用給料月額に、勤務時間条別第二條第二項又は第三項の規定により定められたその者の当該再任用職員異動後における勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額（その額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）

六 人事委員会の承認を得てその号給を決定された場合 人事委員会の定める額
2 施行日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員のうち、複数事由該当職員であつて、その者の受ける給料月額が人事委員会の定める額に達しないこととなるものには、その差額に相当する額を、平成二十七年改正条例附則第五項の規定による給料として支給する。

（平成二十七年改正条例附則第六項の規定による給料の支給）

第四条 人事交流等職員（施行日以降に、給料表の適用を受けない県職員、国又は他の地方公共団体の職員その他人事委員会の定めるこれらに準ずる者であつた者から人事交流等により引き続き新たに給料表の適用を受ける職員となつた者をいう。以下この条において同じ。）（当該人事交流等職員となつた日以降に前条第一項各号に掲げる場合に該当することとなつた職員を除く。）であつて、その者の受ける給料月額がその者が施行日の前日に人事交流等職員となつたものとした場合に同日において受けることとなる給料月額に相当する額（人事委員会の定める職員にあつては、人事委員会の定める額）に達しないこととなるもの（人事交流等職員となる前に給料表の適用を受ける職員として在職していた者であつて、施行日以降に平成二十七年改正条例附則第四項から第六項までの規定による給料を支給される職員でなくなつたものを除く。）には、その差額に相当する額を、平成二十七年改正条例附則第六項の規定による給料として支給する。

2 人事交流等職員であつて、当該人事交流等職員となつた日以降に前条第一項各号

に掲げる場合に該当することとなつたものに対しては、その者が施行日の前日に人事交流等職員となり同日から引き続き給料表の適用を受けていたものとみなして前条の規定を適用したとしたならば支給されることとなる平成二十七年改正条例附則第五項の規定による給料の額に相当する額を、平成二十七年改正条例附則第六項の規定による給料として支給する。

（端数計算）

第五条 平成二十七年改正条例附則第四項から第六項までの規定による給料の額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額をもつて当該給料の額とする。

（この規則により難い場合の措置）

第六条 平成二十七年改正条例附則第四項から第六項までの規定による給料の支給について、この規則の規定による場合には部内の他の職員との均衡を著しく失すると認められるときその他の特別の事情があるときは、あらかじめ人事委員会の承認を得て、別段の取扱いをすることができる。

附 則

この規則は、平成二十七年四月一日から施行する。

人事委員会規則七 三九（初任給、昇格、昇給等の基準）の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十七年三月二十五日

青森県人事委員会委員長 寺 尾 進

人事委員会規則七 三九（初任給、昇格、昇給等の基準）の一部を改正する規則

人事委員会規則七 三九（初任給、昇格、昇給等の基準）の一部を次のように改正する。

別表第七の行政職給料表昇格時号給対応表中

33
34
34
34
35
35
35
36
36
36
37
37
38
38
39
39

58
58
58
59
59
59
59
59
59
60
60
60
60
60
60

に、

26
27
28
29
30
31
32
33
33
34
34
35

を

25
26
26
27

34
35
35
36
36
37
38
39

に、

58
58
58
58
59
59
59
59
60
60
60
60
60
61
61
61
61

を

57
58
58
58

別表第七の教育職給料表(一)昇格時号給対応表中

34
35
36
37
37
38
38
39
39
40

を

33
34

31
31
32
32
33
33
34
34
34
35
35
36
36
37

に改める。

31
32
32
33
33
34
34
35
35
36
36
37
37
38
38
39

を

21
22
22
23
23
24
24
25
25
26
26
27
27
28
28
29
29
30
30

別表第七の海事職給料表昇格時号給対応表中

22
23
24
24
25
25
26
27
27
28
28
29
29
30
30
31

32
32
32
32
32
32

に改める。

23
23
24
24
25
26
27

に、

38
39
40
41
41
42
42
43
43
44
44
45
45
46
46
47
47
48

を

37
38
38
39
39
40

別表第七の研究職給料表昇格時号給対応表中

22
23
24
25
25
26
26
27
27
28

を

21
22
22

22
23
23
23

に改める。

75
75
75
75
75

に、

21
21
21
22
22
22
23
24
24
25
26
26
27

を

20
20
21
21
21
21
21
21
22
22
22
22

50
51
51
52
52
53
54
55

に、

75
75
75
75
75
76
76
76
76
76
77
77
77
77

を

74
74
74
74
74
75
75
75
75
75

別表第七の教育職給料表(二)昇格時号給対応表中

50
51
52
53
53
54
54
55
55
56

を

49
50

27
28
28
29
29
30
30
31

に改める。

40
41
41
42
42
43
43
44
44
45
46
47

に改める。

別表第七の医療職給料表()昇格時号給対応表中

42
42
43
43
43
44
44
44
45
45
46
46
47

を

34
35
36
37
37
38
38
39
39
40
40
41
41
42
42
43
43
44
44
45
45
46

46
47
47
48
48
49

に、

45

を

44
44
44
44
45
45
46
46
47

に、

26
26
26

26
27
27
27
27
28
28
28
28
29
29
29
30
30
31

を

25
25
25
25
26
26
26
26
26
27
27
27
27
27
27
27
28
28
28
28

に

改める。

別表第七の医療職給料表()昇格時号給対応表中

45
45
45

を

41
41
41
42
42
42
42
42
42
42
43
43
43
43
43
43
44
44
44

に、

37
37
38
38
39
39
40
40
41
41

42
42
42
42
42
42
43
43
43
43
44
44
44
44
44
44

42
42
43
43
44
44
45

を

36
36
36
36
37
37
37
37
37
38
38
38
38
38
38
39
39
39
39

に改める。

附則

この規則は、平成二十七年四月一日から施行する。

人事委員会規則七 六二(初任給調整手当)の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十七年三月二十五日

青森県人事委員会委員長 寺尾進

人事委員会規則七 六二(初任給調整手当)の一部を改正する規則

人事委員会規則七 六二(初任給調整手当)の一部を次のように改正する。

第一条第一項第三号中「若しくは六級地」を、「六級地若しくは七級地」に改める。

附則

この規則は、平成二十七年四月一日から施行する。

人事委員会規則七 九五(地域手当)の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十七年三月二十五日

青森県人事委員会委員長 寺尾進

人事委員会規則七 九五(地域手当)の一部を改正する規則

人事委員会規則七 九五(地域手当)の一部を次のように改正する。

別表北海道の項中「六級地」を「七級地」に改め、同表宮城県項中「仙台市」を「多賀城市」に、「多賀城市」を「仙台市」に改め、同表福岡県項中「四級地」を「五級地」に改め、同表備考中「平成十八年四月一日」を「平成二十七年四月一日」に改める。

附則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成二十七年四月一日から施行する。
(条例第九条の二の規定による地域手当の支給割合)
- 2 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例 (平成二十七年三月青森県条例第十号。以下「平成二十七年改正条例」という。) 附則第九項の規定により読み替えられた職員の給与に関する条例 (昭和二十六年七月青森県条例第三十七号) 第九条の二第二項各号の人事委員会規則で定める割合は、附則別表のとおりとする。
(条例第九条の三の規定による地域手当の支給割合)
- 3 平成二十七年改正条例附則第九項の規定により読み替えられた職員の給与に関する条例第九条の三の人事委員会規則で定める割合は、百分の十五とする。
(雑則)
- 4 前二項に規定するもののほか、この規則の施行に関し必要な経過措置は、人事委員会が定める。

附則別表 (附則第一項関係)

支給割合	支給地域
百分の十八	特別区
百分の十五	大阪市
百分の十三	名古屋市
百分の十	福岡市
百分の六	仙台市
百分の五	多賀城市
百分の三	札幌市

備考 この表の支給地域欄に掲げる名称は、平成二十七年四月一日においてそれらの名称を有する市又は特別区の同日における区域によって示された地域を示し、その後におけるそれらの名称の変更又はそれらの名称を有するものの区域の変

更によって影響されるものではない。

人事委員会規則七 一五九 (単身赴任手当) の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十七年三月二十五日

青森県人事委員会委員長 寺 尾 進

人事委員会規則七 一五九 (単身赴任手当) の一部を改正する規則

人事委員会規則七 一五九 (単身赴任手当) の一部を次のように改正する。

第四条第三項第一号中「六千円」を「八千円」に改め、同項第二号中「一万二千円」を「一万六千円」に改め、同項第三号中「一万八千円」を「二万四千円」に改め、同項第四号中「二万四千円」を「三万二千円」に改め、同項第五号中「三万円」を「四万円」に改め、同項第六号中「三万五千円」を「四万六千円」に改め、同項第七号中「四万円」を「五万二千円」に改め、同項第八号中「以上」を「以上二千キロメートル未満」に、「四万五千円」を「五万八千円」に改め、同項に次の二号を加える。

九 二千キロメートル以上二千五百キロメートル未満 六万四千円
 十 二千五百キロメートル以上 七万円

第五条第三項第一号を次のように改める。

一 次に掲げる事由の発生 (以下「事由発生」という。) に伴い、住居を移転し、第二条に規定するやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員で、当該事由発生の直前の住居から当該事由発生の直後に在勤する公署に通勤することが第三条に規定する基準に照らして困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員

ア 地方公務員法 (昭和二十五年法律第二百六十一号) 第二十八条の四第一項、第二十八条の五第一項又は第二十八条の六第一項若しくは第二項の規定による採用 (同法第二十八条の二第一項の規定により退職した日 (同法第二十八条の三の規定により勤務した後退職した日及び当該採用に係る任期が満了した日を含む。) の翌日におけるものに限る。) をされたこと。

イ 外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例 (昭和六十三年三月青森県条例第四号) 第二条第一項の規定による派遣又は公益的法人等への職員の派遣等に関する条例 (平成十三年十二月青森県条例第六十九号)

第二第三項第一号に規定する職員派遣から職務に復帰したこと。

ウ 公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律（平成十二年法律第五十号）第十条第一項の規定により採用されたこと。

第五条第三項第七号中「復帰等」を「事由発生」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成二十七年四月一日から施行する。

（人事委員会規則七 一〇九（住居手当）の一部改正）

2 人事委員会規則七 一〇九（住居手当）の一部を次のように改正する。

第四条中「該当する職員」の下に、「（地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二十八条の四第一項、第二十八条の五第一項又は第二十八条の六第一項若しくは第二項の規定により採用された職員を除く。）」を加える。

人事委員会規則七 一六二（管理職員特別勤務手当）の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十七年三月二十五日

青森県人事委員会委員長 寺 尾 進

人事委員会規則七 一六二（管理職員特別勤務手当）の一部を改正する規則

人事委員会規則七 一六二（管理職員特別勤務手当）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「条例第十六条の第二項」を「条例第十六条の第二項第一号」に改め、同項第一号中「規定する職員」の下に「（以下「管理監督職員」という。）」を加え、「当該職員」を「当該管理監督職員」に改め、「管理職手当」の下に「（以下「規則七 六七」という。）」を加え、同条第二項中「条例第十六条の第二項ただし書」を「条例第十六条の第二項第一号」に改める。

第四条を第五条とし、第三条を第四条とし、第二条の次に次の一条を加える。

第三条 条例第十六条の第二項第二号の人事委員会規則で定める額は、次の各号に掲げる当該管理監督職員の占める職に係る規則七 六七第二条第二項の規定による区分に応じ、当該各号に定める額（人事委員会が定める場合にあつては、人事委員会の定める額）とする。

一 一類及び二類 六千円

二 三類 五千五百円

三 四類 五千円

四 五類 四千五百円

五 六類 四千三百円

六 七類 三千八百円

七 八類 三千五百円

八 八類の二、九類、九類の二及び十類 三千円

2 条例第十六条の第二項第一号の勤務をした後、引き続き同項第二号の勤務をした管理監督職員には、その引き続き勤務に係る同号の規定による管理職員特別勤務手当を支給しない。

附 則

この規則は、平成二十七年四月一日から施行する。

人事委員会規則七 一九一（平成十八年改正条例附則第九項から第十一項までの規定による給料）の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十七年三月二十五日

青森県人事委員会委員長 寺 尾 進

人事委員会規則七 一九一（平成十八年改正条例附則第九項から第十一項までの規定による給料）の一部を改正する規則

人事委員会規則七 一九一（平成十八年改正条例附則第九項から第十一項までの規定による給料）の一部を次のように改正する。

第四条第一項及び第二項並びに第五条第一項中「差額に相当する額」の下に「から当該差額の二分の一の額（その額が一万円を超える場合にあつては、一万円）を減じた額」を加える。

附 則

この規則は、平成二十七年四月一日から施行する。

（発行所・発行人） 青森市長島一丁目一番一号 青 森 県	（印刷所・販売人） 青森市第一問屋町三丁目番七七号 東奥印刷株式会社	毎週月・水・金曜日発行 定価小口一枚二付十五円四十四銭
------------------------------------	--	--------------------------------